

平成30年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（5日目）

1. 招集年月日 平成30年3月6日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成30年3月22日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君	総 務 理 事	迎雄一朗君
事 業 理 事	川内野勉君	総 務 課 長	中村義治君	企画財政課長	今道晋次君
住民福祉課長	大平弘明君	税 務 課 長	内田明文君	保険環境課長	藤永大治君
会 計 管 理 者	川崎順二君	建 設 課 長	山本勝憲君	水道 課 長	橋川貴月君
産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君	教 育 次 長	水本淳一君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局書記	山藤宏太君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第28号 平成30年度 佐々町後期高齢者医療特別会計予算

日程第3 議案第29号 平成30年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計予算

日程第4 議案第30号 平成30年度 佐々町公共下水道事業特別会計予算

日程第5 議案第31号 平成30年度 佐々町農業集落排水事業特別会計予算

日程第6 議案第32号 平成30年度 佐々町水道事業会計予算

追加日程第1 議案第33号 小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託に関する基本協定契約締結の件

追加日程第2 議案第34号 大新田第2排水ポンプ場ポンプ増設工事委託に関する基本協定契約締結の件

日程第7 請願第1号 難病医療費助成制度の改善を求める請願書
日程第8 閉会中の所管事務調査
閉会

9. 審議の経過
(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、平成30年3月第1回佐々町議会定例会の本会議の5日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、永田勝美君、4番、長谷川忠君を指名します。

それでは、3月20日に引き続き議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第2 議案第28号 平成30年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、議案第28号 平成30年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

それでは、議案第28号の1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、金額9,749万6,000円、1 項後期高齢者医療保険料、同額です。

2 款使用料及び手数料、金額2万円、1 項手数料、同額です。

3 款国庫支出金、金額35万7,000円、1 項国庫補助金、同額です。

4 款繰入金、金額4,537万2,000円、1 項一般会計繰入金、同額です。

5 款繰越金、金額1,000円、1 項繰越金、同額です。

6 款諸収入、金額20万円、1 項延滞金、加算金及び過料、金額2,000円、2 項償還金及び還付加算金、金額19万5,000円、3 項雑入、金額2,000円、4 項預金利子、金額1,000円。

歳入合計、金額1億4,344万6,000円。 2ページをお願いいたします。歳出。

1 款総務費、金額198万7,000円、1 項総務管理費、金額136万4,000円、2 項徴収費、金額62万3,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、金額1億4,110万3,000円、1 項後期高齢者医療広域連

合納付金、同額です。

3 款諸支出金、金額19万6,000円、1 項償還金及び還付加算金、同額です。

4 款予備費、金額16万円、1 項予備費、同額です。

歳出合計、金額1 億4,344万6,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第28号 平成30年度佐々町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第 3 議案第29号 平成30年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 3、議案第29号 平成30年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

それでは、議案第29号、1 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算、歳入。

1 款診療収入、金額120万7,000円、1 項外来収入、同額です。

2 款使用料及び手数料、金額 5 万6,000円、1 項手数料、同額です。

3 款財産収入、金額4,000円、1 項財産運用収入、同額です。

4 款繰入金、金額790万5,000円、1 項他会計繰入金、金額657万6,000円、2 項基金繰入金、金額132万9,000円。

5 款繰越金、金額1,000円、1 項繰越金、同額です。

6 款諸収入、金額2,000円、1 項雑入1,000円、2 項預金利子収入、金額1,000円。

歳入合計、金額917万5,000円。

2 ページをお願いいたします。歳出。

1 款総務費、金額845万5,000円、1 項施設管理費、同額です。

2 款医業費、金額24万4,000円、1 項医業費、同額です。

3 款基金積立金、金額5,000円、1 項基金積立金、同額です。

4 款予備費、金額47万1,000円、1 項予備費、同額です。

歳出合計、金額917万5,000円。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第29号 平成30年度佐々町国民健康保険診療所特別会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第 4 議案第30号 平成30年度佐々町公共下水道事業特別会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 4、議案第30号 平成30年度佐々町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

議案書の 1 ページ目をごらんください。

第 1 表、歳入歳出予算、歳入。

1 款分担金及び負担金、金額430万5,000円、1 項分担金、同額です。

2 款使用料及び手数料 2 億8,058万4,000円、1 項使用料 2 億8,058万2,000円、2 項手数料 2,000円。

3 款国庫支出金 1 億5,100万円、1 項国庫補助金、同額です。

4 款繰入金 3 億4,000万円、1 項一般会計繰入金、同額です。

5 款繰越金1,000円、1 項繰越金、同額です。

6 款諸収入、金額111万円、1 項延滞金加算金及び過料2,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入110万7,000円。

7 款町債 1 億6,600万円、1 項町債、同額です。

歳入合計 9 億4,300万円。

2 ページ目をごらんください。歳出。

1 款総務費 2 億1,640万1,000円、1 項総務管理費、同額です。

2 款建設費 3 億 3,775 万 2,000 円、1 項建設費、同額です。

3 款公債費 3 億 7,340 万 7,000 円、1 項公債費、同額です。

4 款予備費 1,544 万円、1 項予備費、同額です。

歳出合計 9 億 4,300 万円。

3 ページ目をごらんください。

第 2 表、債務負担行為。

事項、平成 30 年度水洗便所改造資金に対する利子補給補助、期間、平成 31 年度から平成 35 年度まで。限度額 42 万円。

佐々浄化管理センター汚泥処理業務委託、期間、平成 31 年度から平成 32 年度まで。限度額 5,103 万円。

4 ページ目をごらんください。

第 3 表、地方債。

起債の目的、下水道事業債、公共下水道事業、限度額 1 億 4,890 万円、それと起債の目的、公営企業会計適用債、公共下水道事業、限度額 1,710 万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、年 2% 以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。

9 番。

9 番 (川副 善敬 君)

いつも言われていることですが、公共下水道、今のくみ取りから下水への転換の促進、これにつきましては、いろいろと保障の問題、それから改造資金の限度額の上限の問題、そういう問題点が幾つかありましたけれども、そういうものに対する改善策、加入促進策というものについて、どのように計画しておられるか。

それから、かつては加入促進に向けての回るとき、まあ、広報紙もあるでしょう、加入促進に各世帯を回る、そういうものについても、かつてはスケジュール表を出して、きちっとした年間の取組スケジュール表を出してありましたが、今回は目標とそういうスケジュール表、どういうふうな形でやるか、基本的な考えを報告してください。

議 長 (淡田 邦夫 君)

水道課長。

水道課長 (橋川 貴月 君)

大変申し訳ありません。以前の加入促進とかのスケジュール表について、今年度お渡ししてないというところが御指摘がありましたけれども、その点については、申し訳ありません。

くみ取り促進ですけれども、なかなか加入状況がある程度落ち着いてきて、なかなか伸びない状況に確かに御指摘のとおりなっております。今まで回られた中で、不在者のところには加入案内のチラシ等を直接入れるだけはしてみたいですが、今後その辺がですね、もう少しわかりやすい資料の作成をしながら、配布なりの計画を立てていきたいと考えております。

それと、資金についてですけども、なかなか改造資金を、貸付限度額をこう上げましても、なかなか元金のほうはですね、御本人さんが負担しないという形になりますので、高額になってくるところの調整は大変難しいところになっております。

くみ取りを減らしていくについてはですね、今後できるだけ内部での協議を進めながら計画を立てさせていただけたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

私の質疑は、計画を立てたんですかちゅうことです。立てますでは、この予算にはならないだろうと思います。というのは、かつては業者が推進に回るときもございました。そういうことで、家庭に業者が推進に回りますよとか。すると、いつかは研修に行った大分県の日出町では、その町長自体が業者に対して推進期間を設けて協力してくれた。ちゅうのはですね、担当課を思いやっていると、人間が限られておるから。

だから、そういうことで業者さんの協力もいただきながら、そして、ひとり暮らしの方は保証人などがいないから、高齢者の方でね、くみ取りをね、きれいにしたいちゅう方はたくさんおられるんですよ。くみ取りを下水道に改善したいということはたくさんおられる。この前も来られた。しかしながら、保証人がね、まあ銀行がどういう、結局、県内において身近でなからんばいかんと、子供が遠くにおるとかね、そして二の足踏まれておるから、一回は県の保証協会のほうからも来て、こういうことについては協力してやるというようなことをね、前の、名前は挙げないですけど、その役場の管理職の方が言われて、そして、こういうことを利用したら下水道の加入率も増えるんじゃないかなということで、取り組もうかとしとったときもあるから。ただ、計画を立てますじゃなくして、そして、かつてはね、1 週間のうちに何日かは推進に回りますとかいうのがあったから。ただ、いつも言いたくないけど、計画します、します言うてもできないから、ね。

だから、前はね、ちゃんと目標を何件、ね、何件回るちゅう計画書はあったはずですよ。議会でこれやってくれと。その推進をすることによってし尿施設をつくる投資金額が下がっていく形になるわけですね。だから、そこが関連するわけですから、この下水道の加入促進ということは重要なね、やっぱりその大事な要ですよ。し尿処理施設においてもね。

だから、そういうことですから、具体的にどういう計画を立てましたかちゅうことです。今から立てますじゃなく、これ予算でしょう。だから、今年度の加入促進については、どういうふうにするかと。広報紙でやる、水道課職員が回る、業者に協力を依頼する。その日出町なんかでは業者に、1 件とってきたら 5,000 円やります、別にですよ、工事費とか別にね。そういうことまでした町もあるんですよ、研修に行ったけど。

だから、取組姿勢をね、もう少しちゃんとしていただきたい、促進をね。副町長も覚えとらっさんかね、日出町の。あるでしょう。そしたら、あそこの町長はね、県の部長さんだったんですけど、町長になられて、そして、いや、もう職員では手の回らんときは、その加入促進のね、業者は自分が仕事をもらうんだからプラスになる。その上に加入促進費をやってますよということだったから、よその先進地をね、研修して、そして、もう少しね、きちっとこの佐々町の重要なし尿処理施設をつくるか、つくらんかちゅう、この施策を抱えているときに、大事なポイントだと思いますよ。

だから、この、そういう計画表をつくる計画はあるのかね、考えは。そうしないと進まないですよ、この下水道の問題。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長、いいですか。
副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

今、議員さんのほうから御指摘をいただいております。このことは非常に大事なことと捉えております。

それで、一昨年からですか、未加入世帯に、全世帯にですね、加入促進に回るということで、今現在、回るところでございます。まだ全部は回っておりません。それで、今年度におきましてはですね、農業集落排水のところもですね、含めまして、全世帯を回るように、今年度も計画をやっておりますので、進めたいと思っております。

それから、条件面につきましてはですね、いろいろ内部で検討は行っているんですけども、今まで加入された方への不均衡もありますので、今、御指摘ありましたように、先進地ですね、先進地の事例等も検討しながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。
9 番。

9 番（川副 善敬 君）

副町長がそれだけ答弁なさったから、まあ、ぜひ指導していただきたいと思ひますけれども、とにかく何て言うかな、一つの課題に当たってはね、早急に取り組んで、そいで自分のところであれだったら、そういう先進地を見らなとか、そういうことをしてね、きちっと、ことしよりも来年、来年よりも再来年、そういうような形のやはり担当課の実績を出していただきたいと思ひます。終わり。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

公共下水道については、大変重要なインフラだというふうに認識しておりますが、かなり多額ですね、経費のかかる事業でもあります。

今ですね、この資料でいきます、予算書でいきますと17ページに、地方債の残高に関する調書ってというのが記されておりますが、当該年度末の現在、30年度末の見込み額が41億6,000万というふうになっております。この地方債の償還計画としては、おおむね何年ごろまでにこれを減らしていくのかということと。

それから、現在、利子がですね、利子の負担が8,000万ぐらいっていうふうになってますけれども、これをその、まあ、とりあえず償還計画について概要をお答えいただきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、水道課長。
水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

地方債の約40億の分ですけれども、現時点です、雨水と汚水事業とが一緒に上がっております。で、今現時点で償還のピークを迎えるのが、おおむね平成34年になります。今後、平成でいきますと65年ごろにですね、償還が完了してしまうような現在の予定であります。

以上、よろしいでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

償還計画については、今回、雨水ポンプ場の設置だとかって新たな、いわゆる債券発行ということもあるわけですね。要するに、毎年8,000万程度の利子補給を現在しているという状況は当分続くというふうに認識していいわけでしょうか。今、先ほど、課長がお答えになった償還計画については、これまで、すいません、ちょっと不勉強ですが、資料等ですね、示されておりましたら、ちょっと教えていただきたいと思いますが。

議 長（淡田 邦夫 君）

その資料のうちうのは後でいいですか。

永田委員。

3 番（永田 勝美 君）

はい。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長、いいですか。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

申し訳ありません、返済の分です、償還表については、勉強会の資料には入れておりませんでした。決算です、資料には添付をしておりますけれども、後で必要な分についてはですね、提示をさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

すいません、私が持っている資料は、28年度の起債借入れまでで、その後の予定は入れてないということで、一応ピーク時を説明したいと思います。

下水道事業、汚水事業と雨水事業を合計しました分、今28年度現在ですけれども、ピークはですね、平成15年でございます。平成15年がピークになっております。

今度は汚水事業のピークですけれども、汚水事業のピークは平成15年です。今、償還が終わる起債が発生しておりますので、だんだん今減ってきております。28年度現在でピーク時がですね、56億あった部分が、28年では33億になっております。汚水につきましては、今後、償還は平成38年で、いわゆる何十億という10億台を割りまして、その後、完全に償還しますが、平成54年に償還完了するようになっております。

雨水事業でございますけども、雨水事業は、さっき議員もおっしゃったように、ポンプ場等の新たな計画が入って、今後ちょっとどのようになるか、私もわかりませんが、雨水事業につきましては、ピークは平成26年でございます。28年度末で11億程度の残高でございます。これが完全になくなりますのが平成55年で、償還が終わるといふふうなことでございます。この資料でよければ、その提出は可能というふうに思っております。

議 長 (淡田 邦夫 君)

後ほど提出、お願いします。

ほかにございませんでしょうか。

5 番。

5 番 (阿部 豊 君)

まあ、簡単に聞きます。一般会計繰入金当初予算でも、7ページですか、計上されておりました、予算説明書では、不足する財源補填で基金繰り入れもされていると。起債残高が、平成30年度末見込みが41億ほどということで、基金は年度末は整備基金として3億9,000万ほどの内容ですけども。

まあ、要は何を言いたいかと。今年度、地方公営企業法適用の事務支援業務委託をされておりまして、公営企業法の適用を受けられていると、財源不足は否めない現実として発生しているのは、もう既に皆さん御承知のとおりだと思います。今、下水道使用料につきましては、水道料金と同じようであるということを経験したときに、将来計画をどのように、公営企業法的になると、その一般会計からの繰り入れが厳しくなるのではないかなということを経験するときには、では、どのように賄っていくのかなということを経験すると、必然的に使用料の問題になっていくのかなあというふうには経験できるんですが、そういった将来設計をいつごろ示されるのかなと。我々が見えないわけですから。まあ、皆さん見れるかもしれないけど、私自身見ませんので、住民の方も理解できない点があるのではないかなと。一番知りたいところはそこではないかなというふうには考えますので、そのポイントの御説明をしていただければと。

議 長 (淡田 邦夫 君)

水道課長。

水道課長 (橋川 貴月 君)

現在、公共下水道のほうでは、雨水と汚水をあわせたストックマネジメント計画というのをつくって出しております。平成28年度から30年度にかけて、資産の把握だったり、今年度は現地の傷みぐあいの確認等をしてしておりますけども、来年度、どういったものが更新だったり、維持が必要かというふうなの洗い出しと、大まかな金額が見える予定になっておりますので、そのころにあわせて財政計画等も考えながら、皆さん方に協議もしくはさせていただくような形をとらせていただけたらと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

5 番。

5 番 (阿部 豊 君)

冒頭説明されたことはわかっているんですよ。まあ、要は簡単に言います。赤字ですよ、はっきり言うて、現状赤字です。現状の赤字を解消するための施策をいつごろ提示されるのか、スケジュール。

結局、赤字を解消するということになる、使用料に影響するのではないかというのが住民の関心事でございます。そこら辺をいつごろ示されるのかなど。料金は据え置いて何とかやっていますよというような財政運営のもと進めていくという考えなのか。それとも、応分の負担をお願いするという方針を示されていくのか。そのところが見えないわけですね、今。いつごろ示されるのかということさえ見えません。

だから、そこをどのように解消していつごろ示されるのか、解消していく方針をいつ頃示されるのかというポイントだけ、では、教えていただけないでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

おっしゃるように、水道会計、一般会計より繰り入れさせていただいておりまして、赤字というのは、現状でも赤字というのは把握しております。

ただその、どういった負担が必要になってくるのか、そういったものについてはですね、町の財政的なこともありますし、私のほうから、今ここでいつかというのはちょっと申し上げにくいですが、早いうちにはですね、皆さん方にお示ししたり協議したりさせていただけるような状況に持っていきたいと思っております。

先ほど話したように、30年度には主な費用的なものがわかってくるようになります。それも見据えてですね、計画したり、議会とも協議を進めながら進めさせていただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

5 番。

5 番（阿部 豊 君）

政策的な部分がありますから、町長の考えがどうなのかというポイントによるところは多大にあると思いますが。

では、この地方公営企業法適用事務支援業務委託の中で、まあ、これが30年度に予定されているということで、それが示される段階でそういった財政計画が示されていくというふうな理解でよろしいのでしょうか。平成30年度にはその方向性が見え、財政運営、含めたところまで平成30年度に見えるというふうな理解でよろしいのかだけ確認をさせてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

本年度予算で一般会計繰入金が3億4,000万円程度あると思います。その中で、すいません、私勉強不足で、汚水分、雨水分の割合がわかりませんが、多分2億円ぐらいは下水道の赤字じゃないかというふうに思っております。

それで、今、ストックマネジメント計画を策定中と、3か年をかけて作成するようになっておりまして、本年度までが2か年目、平成30年度で3か年目で、実施計画をつくるというふうなことになっております。

そこで、実施がいつになるのかというのは別問題ですけども、2億円近い赤字があつて、

事業を、ストックマネジメントですから、機器の更新ですね、を行っていく費用は、全てまた一般会計が持つということになると思いますので、その計画が定まった段階で財政計画を下水道も立てなければいけないというふうに考えております。

その中で一般会計も、御存じのとおり、大型事業が目白押しでございまして、そして補修とかいう部分もかなりたまってございまして、なかなかお金が一般会計もないと思いますので、全てを一般会計にという部分は難しいんじゃないかと。

しかし、ここで料金改定を行いますということも、また町長もおりませんので、私の口からはいろいろ言われたいんですけども、事業の実施に当たっては、使える間は長寿命化にかけて、できるだけ引き延ばしてもらって、ストマネでどんどん変えていくという方向ではなくて、使える部分はどんどん引っ張って使っていくというふうなことで、今後、財政計画も立てて対応したいと思いますけれども、30年度にその事業計画がまず定まりましたら、議会のほうに説明をしなければいけないというふうに考えております。

もちろん、実施する上では財政計画が必要だというふうに考えております。31年度から法適用ですので、処理するのにいくらの費用がかかるのかというふうなもので、水道と比較されるようになってくると思いますので、水道は今のところ黒字経営でございましてけれども、下水は、御存じのとおり、もう赤字ですから、そこらあたりで新たな事業をやっていくという上でどのような対応をするかというのは、町全体で考えていかなければいけない問題だというふうに思っております。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)

ほかに。

1 番。

1 番 (永安 文男 君)

11ページの修繕料関係になろうかと思うんですが、処理場の管理費関係で、地元のほうに協定値の報告会ということで毎年11月ごろに行われておるということの中で、そのときに地元あたりから協定値の関係で指摘された項目があるかと思うんですが、その辺の対応はなされているのかどうか、それをまずもってお尋ねしたいと思います。あそこが軟弱地盤でいろいろと気になるところ等がございましてですね、その辺の対応をどのようにされて、考えられておられるのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

議 長 (淡田 邦夫 君)

水道課長。

水道課長 (橋川 貴月 君)

修繕料のことでちょっとお尋ねだったんですけども、それと、地元環境協定等を結んでおりますので、年に1回報告等をさせていただいております。

環境協定の中では毎年10月ごろ報告をさせていただいているんですけども、騒音、振動、それと水質ですかね、をさせていただいております。その中で騒音についてですね、地元と協定書で結んでいる数値が2デシベルほどオーバーしているというのが地元のほうに御報告をさせていただいているところであります。

数年前よりその対策としましては、中に防音のシートを張ったり、水が出そうなところにふたをしたりとかですね、しておりますけれども、なかなか数値が下がらないというのがその都度出ております。

今後はですね、もうちょっと本格的に取り組んだ防音対策なりをですね、して対応していきたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

1 番。

1 番（永安 文男 君）

まあ、一番地元にとって大事な問題を指摘された中で、いろいろと対策はとられておるといふ経過は承知しておるんですけども、なかなかとまらないという、まあ、そこら辺でどう対応するかという今後の検討の問題等もあろうかと思えますんでですね、その辺も十分お互いの話の中でですね、詰めていくこともあろうかと思えますんで、その辺は十分研究してですね、対応をお願いしたいと思えます。

それから、地盤沈下が気になると先ほど申しましたけれども、やはり管理棟の裏手のほうが、コンクリートが少しひびが入ったりとか、いろいろこう下がったりしているような状況も現地で見受けられまして、それもちょっとお話しはしたんですけどね、その辺のこと等がいろいろ影響を与える問題にないか。

それから、プールのほう、プールといいますか、浄化槽の中のいろんなところも、表面土が下がったりというのがあった、経緯があったんですけども、その辺が問題ないのかですね。

それから、あと排水が外水用の排水路のほうに落とされているんですけども、あそこの水門のところあたりは、ちょうど小浦瀉のほうに落とすポンプ場のところで、あぶくがいっぱい集まって、見受けられる経過があるんですけども、水質、協定値では水質は問題ないということでしたけれども、やはりそういうところの目配せっていいですか、そういう部分に対してもですね、どうなかっていう、地元からのいろんな尋ねられたりすることがありますのでですね、その辺のあぶくあたりが、どうしても落差があって水が出るから、あぶくが寄るんだとは思いますが、その辺の部分についてどう執行としてお考えかということをお尋ねしておきたいと思えます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

先ほど地盤沈下が周辺で起きているけども、施設に対しての影響はどうかということでの尋ねですけども、下水道の施設についてはですね、一部の施設を除いては、基本的には杭を打ったりとかしていますので、道路とかいう部分については、そういった基礎工事をしておりませんので、やはり干拓地でありますので、くいを打っていない部分については、そういった沈下が見受けられるというのは、おっしゃるとおりだと思っております。

ただ、施設としての機能的な部分のその池とかですね、そういったものについてはですね、先ほどお話ししましたように、基礎工事がしてありますので問題ないかと考えております。

ただ、余りにもこうひどいような場合があればですね、それはそれなりにもう一度現地も確認させていただきながら進めさせていただきたいと思えます。

それと、水質のほうで、放流先のところに泡が立っているということでありましたけども、生活排水も流れてきているので、そういう形になっているのもしれませんが、生活排水と汚水の放流とが混ざって、そういう状況なんでしょうけども。現地のほうもですね、ちょっと確認させてもらいながら、確認をして、改善できるところがあれば改善させていただくように進

めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)
1 番。

1 番 (永安 文男 君)

はい、わかりました。施設の機能的な部分については問題ないということのようですのですね。まあ、今後のことがありますので、いろんなですね、そういうふうな心配な向きの部分は、やはり対応をですね、可能な限り十分注視して、私ども注視して、地元としても注視していかなきゃならない問題もあるんですけども、やはりそういうふうな心配りをですね、やっていただきたいと、そういうふうをお願いをしまして終わります。

議 長 (淡田 邦夫 君)
ほかにございませんでしょうか。
8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

事業理事から、赤字の 2 億ほどあるという中で、予算を認めろということでございますけども、なかなかそういうわけにはいかないような状況になってきました。

町が公表している、インターネットで出てきましたけど、立派な赤字にならんような決算書が公表されていますから、町長も佐々町下水道事業経営戦略ということで、28年から37年度まで公表してありますね。これざあっと見たら赤字になってないんですけど、資本的収支だけは、事業の関係でね、3 億ほどずうっと赤字になる計画で、事業を進めていくようになってますですね。建設課長がつくられたとかどうかかわからんですけど。

営業費用、管理費等もですが、1 億 4,000 万ほどが事業費として管理費がかかるです。今回の予算は 2 億幾ら出とりますね、1 億円が減になってますね。こういう計画の赤字の中で事業を進めるといのは、やっぱり料金を上げていかなくちやいかんのじゃないかと思うんですよ。水道料とは別に、合併浄化槽とか、それは別にして、水道企業でこう赤字の状態なら、やはり料金を上げて事業をしていかないと、その分が一般会計に影響を後で及ぼすということは確かにありますからですね。

そこら辺について、副町長、こういう事業の中で事業を推進していくというのはどのようにお考えですか。やはり料金を上げるようなことを進めていかないとですね、一般会計に影響する。半分以上はもう下水道で起債は残っている現状ですからですね。どのようにお考えでしょうかね。

議 長 (淡田 邦夫 君)
いいですか。
副町長。

副 町 長 (大瀬 忠昭 君)

今お話ありましたように、本当に公共下水道についてはですね、大きな赤字が持続していくというふうな形になっております。

確かに収支を考えてですね、やはり値上げは必要かと考えておりますけれども、今後どのようにするかについては、今後十分検討させてですね、いただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

長年検討という言葉はですね、私 9 年目なんですけど、聞いております。検討じゃなくてですね、やはりさつき川副議員からも出たようにですね、加入推進をいかにやっていくのか、やはりその分野で 31 年度から公会計に移行するというのでね、計画なさっているんですからですね。赤字の中であつても、赤字になるはずですからですね。そこら辺よく理解なさって進めていただかんと、これを認めろっちゅうても、非常に私も厳しいところにはですね、今後どのようにやっていくかちゅうのをね、示していただかんと、採決にはちょっと私も非常に判断に苦しむもんですからね、お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

今、私が一般会計繰入金の中で 2 億円ほど下水道に使っているんじゃないかと、まあそのはっきりした数字は、後、財政のほう、もしくは担当課長からお願いしたいと思いますけれど。

下水道の事業を推進する中で、下水道事業債と過疎債を投入しまして実施しております。元利償還金の中に、過疎債はもう終わってるとお思いますので、下水道事業債分の交付税措置の分があると思います。いわゆる事業費補正という部分、交付税の中に占める部分でございます。それと、下水道事業を供用開始しておりますので、それに移管する、今度は交付税措置がまた別で入ってきていると思います。まあその分が今どの程度あるのか、財政課長のほうから、私のほうでわかりませんので。現実的にはその一般会計繰入金の中に、交付税の中に含まれている分というのをどう捉えていいのかという問題もありますけれども、その分が下水道のほうでついているのであれば、その 2 億円のほうからどれだけ差引くことができるのかという部分で、現実的な下水道の財政的なものが出てくるかとお思います。

今後、起債の償還は、下水道は終わっていきますので、その分の交付税措置は下がっていきます。今、供用開始後に、面積っていいですか、どういうふうなあれで換算されているかわかりませんが、その分が実際どの程度あるのか。それによって、また実質的な赤字額というのが変わってくるのかなとお思いますので。

今、交付税措置がどの程度されているのか、私のほうではわかりませんが、財政のほうがわかれば報告をお願いしたいと。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画財政課長。

企画財政課長（今道 晋次 君）

先ほどから下水道の財政の件でいろいろ御質問が出ておりますけれども。今回の当初予算で 3 億 4,000 万という繰出金を出しておりますけれども、先ほど事業理事のほうから話がありましたけれども、細かい数字はちょっと今、手元にありませんけれども、これまでの実績として約 2 億円程度が交付税に措置されている分ということになります。

今回の措置の分で 1 億 4,000 万が、まあ、単純に赤字分といえるかどうかはわかりませんが、

先ほどから出てます雨水事業に係る町の負担分というのもございますので、事業費の細かい財源内訳は別としましても、交付税措置される分については 2 億円ほどあるというふうに見ていただければと思います。

また、もう一つ少し補足をさせていただきますと、今現在、雨水と汚水の借入金の残高という意味では、予算書のほうにも載っておりますけども、これが今、40 億ほどありますけども、平成 35 年、あと 5 年後ぐらいで下水道の借入金の残高が 32 億ぐらいまで減少する見通しで、それがあと 5 年たって平成 40 年で 22 億ぐらいまで借入金の残高が減少する見通しでございます。

また、農業集落排水も一方ではあります。平成 30 年度末現在で 1 億強ありますけれども、これが平成 40 年度では 17 万 6,000 円ということになりますので、農業集落排水が向こう 10 年ぐらいで一通り償還が終わっていくと。この償還に係る分について交付税措置は基本的に続いていくということになります。

先ほどからあります、その赤字補填の分がどうなるかわかりませんが、交付税措置の分については、基本的にはルール分として企業会計になったとしても、方法は今後細かく検討する必要があるかと思っておりますけども、一般会計のほう負担を、交付税措置された分については負担をしていくということになるかというふうに考えております。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)
8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

交付税の分のルール化された分についてはですね、そがん気にはしてないんですけど。あの、今、減るほうばかり課長はおっしゃったですけどね、毎年こう起債を借り入れてする計画はこれしてるもんですから、かえってばあばあでね、減っていかないという想定できるわけですよ、今からずっと事業計画があれば、そりゃ入ってくるけど、減っていかないっていうのを想定するもんですから、質問しよっとですよ。その事業をせんならいいんですけど、かえって範囲を広げて毎年、もう当初公共下水道をしたのは、この区域をやっていくっていうことでしたんですけどね、それぞれ担当者とか町長が変われば範囲を広げ、広げ、200メートル、ずっと広めていくんですね。いつまでするんですかって、一生するんですかって、中の人は加入推進できていない人がいる、まずそれをですね、推進を図ってすべきじゃないんですかって言いたいんですよ。

ですから、また次の委員会か担当委員会に方向性が示されると思っていますので、ひとつよろしくお願いしときます。

議 長 (淡田 邦夫 君)
答弁はいいですか。
須藤委員。

8 番 (須藤 敏規 君)
いいです。

議 長 (淡田 邦夫 君)
ほかに。

(「なし。」の声あり)

ないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第30号 平成30年度佐々町公共下水道事業特別会計予算は、
原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
11時5分まで暫時休憩とします。

（10時55分 休憩）

（11時05分 再開）

— 日程第5 議案第31号 平成30年度佐々町農業集落排水事業特別会計予算 —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第31号 平成30年度佐々町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

予算書の1ページ目をごらんください。

第1表歳入歳出予算、歳入、1款分担金及び負担金、金額10万9,000円、1項分担金、同額
です。

2款使用料及び手数料215万8,000円、1項使用料215万6,000円、2項手数料2,000円。

3款繰入金2,300万円、1項一般会計繰越金2,300万円、同額です。

4款繰越金1,000円、1項繰越金1,000円。

5款諸収入723万2,000円、1項雑入723万1,000円、2項預金利子1,000円。

歳入合計3,250万円。

2ページ目をごらんください。

歳出、1款総務費1,648万6,000円、1項総務管理費、同額です。

2款公債費1,539万8,000円、1項公債費、同額です。

3款予備費61万6,000円、1項予備費、同額です。

歳出合計3,250万円。

3ページ目をごらんください。

第2表債務負担行為、事項、平成30年度水洗便所改造資金に対する利子補給補助、期間、平
成31年度から平成35年度まで、限度額、2万8,000円。

歳入歳出予算事項別明細書については割愛させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第31号 平成30年度佐々町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第 6 議案第32号 平成30年度佐々町水道事業会計予算 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 6、議案第32号 平成30年度佐々町水道事業会計予算を議題とします。

執行の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（橋川 貴月 君）

議案第32号についてですけれども、第 5 条、第 6 条の分について修正がありますので、再度、朗読をさせていただきたいと思えます。

第 5 条、債務負担行為、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は次のとおり定める。

事項、総合行政システムクライアント関係機器リース料、期間、平成31年度から平成35年度、限度額、145万6,000円。

企業債、第 6 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道建設改良事業、限度額、8,380万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、年 2 %以内、ただし、利率の見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

以上、修正させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

はい。質疑もないようですので、いいでしょうか。はい、質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第32号 平成30年度佐々町水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

（11時11分 休憩）

（11時30分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に追加案件が2件あっております。

議会運営委員会を開催し、協議していただきました。

案件の内容は、議案第33号 小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託に関する基本協定契約締結の件並びに議案第34号 大新田第2排水ポンプ場ポンプ増設工事委託に関する基本協定契約締結の件について、皆さんにお諮りします。

2件の案件を追加することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第33号 小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託に関する基本協定契約締結の件を日程に追加し、追加日程第1とし、議案第34号 大新田第2排水ポンプ場ポンプ増設工事委託に関する基本協定契約締結の件を日程に追加し、追加日程第2とし、以上の2件を議題とすることに決定しました。

しばらく資料を配付しますので、暫時休憩とします。

（11時31分 休憩）

（11時32分 再開）

— 追加日程第1 議案第33号 小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託に関する基本協定契約締結の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1、議案第33号 小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託に関する基本協定契約締結

の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

副町長。

副町長（大瀬 忠昭 君）

朗読説明を行います。

（議案第33号 朗読説明）

中身につきましては、建設課長をもって説明いたします。よろしく申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

すいません、1 ページめくっていただきまして、協定の目的、佐々町公共下水道事業（雨水）小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託、協定の方法、随意契約による協定、契約金額 7 億 3,500 万円、契約相手に、東京都文京区湯島 2 丁目 31 番 27 号、日本下水道事業団代表者理事長、辻原俊博、工期、議会の議決の日から平成 33 年 3 月 31 日。提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、基本協定契約締結の承認を求めるものです。

図面のほうをつけております。

内容につきましては、小浦ポンプ場のナンバー 1 のポンプが平成 5 年、ナンバー 2 のポンプが 6 年ということで、設置からもう 20 年以上経過しているということで、27、28 にかけて小浦ポンプ場の長寿命化計画を策定しまして、その計画に基づき改築部分を設定しまして、その設計を 29 年度に実施しております。30 年度、31 年度につきましては、その改築工事のほうを日本下水道事業団のほうに委託するというので、工事委託するというので、基本協定の締結をお願いするものです。

中身には図面のほうつけておりますが、小浦ポンプ場につきましては、2.17 トンのポンプが 3 基座っております。そのうち先ほど言いました平成 5 年と 6 年に設置しております、供用開始しておりますナンバー 1、ナンバー 2 のポンプのほうの更新を行うものでございます。よろしく願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

中身がちょっとわかりませんので、2 点ほど。

まずは、基本協定の契約の内容の資料をいただくように、議長にお計らいをお願いいたします。

もう 1 つは、随意契約に伴う根拠条文の説明をお願いしたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）

今、資料の請求がございました。今がいいわけですかね。はい。資料ありますか。

暫時休憩します。

(11時35分 休憩)

(11時46分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

随意契約の理由ということで御質問でございますが、今回のポンプ場の建設に際しましては、一定の水準を、品質を確保するために、土木、建築、機械、特に、機械とか電気、多岐にある分野の専門技術的な職員が必要となります。本町ではその分野に精通した専門的な技術員がないため、適切な設計積算、管理監督、受注者への指導等が困難な状況という形で考えております。このため、本町において専門的技術職員の増員を伴うことなく、品質と経済性にすぐれた下水道、今回のポンプ場の建設を円滑に行うため、これらの設計積算発注工事の監督管理、検査、さらには会計検査院の受検等も含めた中で、いわゆる発注者である我々の佐々町が行うべく一連の業務を一括して委託することが適当ということで考えておりました、その形で随意契約をとらせていただいております。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

すいません。工事のこの契約書の中身を概略、どういう部分をつちゅうのをちょっと読むのは時間かかりますから、説明をお願いしたいんですけど。今の一連のことでどがんとを頼むか つちゅうのを。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

お手元のほうの基本協定のほうをお配りしております。この協定の中で、第 1 条が目的ということで書いてございまして、その中で建設工事の委託の範囲ということで、建築工事の委託の範囲との際には別記のとおりとすることになっておりますので、ページの一番最後になりますが、別記ということで、小浦ポンプ場の今回のポンプ場の能力と委託の範囲ということで、自家発電、受変電施設、運転操作施設、計装施設、沈砂池施設、雨水ポンプ施設ということで、そちらの更新の部分が今回の対象範囲という形になっております。

改築工事は29年度に着手しとなっておりますので、こちらにつきましては、29年度補正予算のほうでお願いしております部分でございます。30年、実質のところは30、31、32年度に工事を着手しますよということで書いてございます。

予算の概算事業費ということで、先ほど議案のほうに書いてございます7億3,500万の金額を書いてございます。その中で、物価変動等により疑義が生じたときはこの協定を変更するというので、当然、生産、入札等を事業団が実施したときには、入札の実施によって金額等が下がる場合が考えられますので、その部分でこの7億3,500万の変動が来ますよということで、

そちらも含めた中での協定の変更という部分を書いてございます。

実際の改築工事の実施につきましては、年度実施協定をまた新たに定めて改築工事を行いますよということで書いてございます。

あと、費用の支払いということで 8 条、その他損害の負担等ということで、その後に書いてございまして、次のページにまいりまして、まあ、一般的な部分を書いてございまして、13 条でその他ということで、協定の定めのない事項については甲乙協議して定めるということで、この協定に定める事項については事業所委託かまた同様とするということで書いてございます。

14 条が議会の議決を得るまで仮協定とし、この議決を経たときは本協定として成立するというように書いてございます。一応、お手元に配らせていただいている分につきましては案でございますので、仮協定のちょっと年月日を記載漏れしておりますけど、こちらについては、実際の正本につきましては、仮協定の締結日につきましては、29 年度の補正予算が成立した 3 月 9 日ですね、こちらのほうで仮協定の締結日とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)
8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

仮協定は 3 月 9 日ということですかね。30 年の 3 月 9 日ですね。そしたら金額などにここに 7 億 3,500 万ちゅうのは、それまでずっと打ち合わせして、打ち合わせっていか何ですか、森友学園じゃなかですけど、何ですかね、各部品の設計などを打ち合わせてしてきたということなんですかね、今まで。3 月 8 日にこの金額がぼっと出てきたわけじゃないと思うんですけども、そこら辺の詰めはもう事前になさっておったということになるんですかね、お答えください。

議 長 (淡田 邦夫 君)
建設課長。

建設課長 (山本 勝憲 君)

7 億 3,500 万の金額の出し方ということでございますが、設計のほうを 29 年度で日本下水道事業のほうに委託しまして、日本下水道事業団のほうが業者のほうに発注したと、同じような形でやっているとこの形になります。

それに基づきまして、まだ積算のほうは日本下水道事業団のほうでやっておりますので、概算費用という形の中で、こういうような金額が出ております。これの金額につきましては、すべて工事費ということでございまして、下水道事業団が必要とする管理費っていうのがございますので、その管理費、いわゆる先ほど言いましたように、工事の発注から積算、さらに管理等まで行いますので、その部分の直接的な経費、それと事業団が必要とする間接的な経費、それを合わせた管理諸費ということで、そちらも含めた中で 7 億 3,500 万という概算費用を出しているということで御理解いただければと思います。

議 長 (淡田 邦夫 君)
8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

先ほど専門的知識がないということで打ち合わせをなされたと思うんですが、その会議記録

っちゅうのはとってあるということ Understanding しておけばいいんですかね。この 7 億 3,500 万の専門的知識がないってことでしたので、向こうから、多分、提案がいろいろあってこの金額が出ていると思うんですが、その会議記録っちゅうのは残ってるということ Understanding しておけばいいですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

事業団との打ち合わせ記録ということによろしいでしょうかね。考え方としましてですね。そちらの分についてはございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。ほかにはございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 33 号 小浦ポンプ場長寿命化改築工事委託に関する基本協定契約締結の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

1 時まで暫時休憩とします。

（12時57分 休憩）

（13時00分 再開）

— 追加日程第 2 議案第 34 号 大新田第 2 排水ポンプ場ポンプ増設工事委託に関する基本協定契約締結の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 2、議案第 34 号 大新田第 2 排水ポンプ場ポンプ増設工事委託に関する基本協定契約締結の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

(議案第34号 朗読説明)

中身につきましては、建設課長をもって説明をさせます。

議長 (淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (山本 勝憲 君)

議案書の 1 ページを開いていただきまして、別紙のほうを朗読します。

協定の目的、佐々町公共下水道事業 (雨水) 大新田第 2 排水ポンプ場ポンプ増設工事委託、協定の方法、随意契約による協定、契約金額 5 億 1,500 万円、契約相手人、東京都文京区湯島 2 丁目 31 番 27 号、日本下水道事業団代表者理事長、辻原俊博、工期のほうが議会の議決の日から平成 32 年 3 月 31 日まで、提案理由、議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、基本協定契約締結の承認を求めるものです。

添付しております図面のほうをごらんください。

現在の佐々町の大新田第 2 排水ポンプ場ですが、現在、1.25 トン、秒当たりですね、のポンプ 2 台と、3.75 トンの 1 秒当たり 3.75 トンのポンプ 1 台、計 3 台は据えております。

最終的に、今回のポンプを据えて 10 トンの排水ポンプという形になります。その分の増設を日本下水道事業団に委託するものでございます。よろしく願いいたします。

議長 (淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。

2 番。

2 番 (浜野 亘 君)

1 点、質問をしたいと思えます。

日本下水道事業団の担当者の方っていうのは、もしや 1 人でされるっていうことはないと思えますので、その辺の確認をしたいと思えます。

J R 東海のリニアモーターカーの件で、大手建設会社が金額を仕入れて、入札にこう、談合ですよね、いうことがあっておりますので、気をつけていきたいと思えますので、日本下水道事業団に対してきちっと複数人数で対応されているのかっていうところを質問したいと思えます。よろしく願います。

議長 (淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (山本 勝憲 君)

現在も日本下水道事業団のほうに実施設計ということでお願いしております。

下水道、すいません、日本下水道事業団のほうの対応方法としましては、まず、コーディネーターという方が 1 名いらっしゃいます。全体のこういう形の契約とか全体の金額を取りまとめる方ですね、あとは、当然、この工種ごとに担当者がおりまして、土木は土木、機械は機械、電気は電気という形で複数の者で実施はされておりますので、今後もこのような形で実施されると思っております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようでございます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第34号 大新田第2排水ポンプ場ポンプ増設工事委託に関する基本協定契約締結の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第7 請願第1号 難病医療費助成制度の改善を求める請願書 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、請願第1号 難病医療費助成制度の改善を求める請願書を議題とします。
事務局長に朗読させます。
議会事務局長。

議会事務局長（松本 孝雄 君）

（請願第1号 朗読）

最後のページに請願書の趣旨と同様の意見書（案）が添付されております。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。請願第1号について、議会規則第92条2項の規定によって委員会の付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号 難病医療費助成制度の改善を求める請願書については、委員会の付託を省略することに決定しました。紹介議員から発言がありましたら、許可します。

3番。

3 番（永田 勝美 君）

ただ今の請願書の内容とでほとんど言い尽くされておりますけれども、今までですね、平成 27 年度から施行された新しい難病新法でですね、疾病が 196 疾患から 306 疾患ということで大きく広げられたんですね。しかし、まあなかなか広がらないということで、1 つの要因として、診断書の料金がですね、これは自由料金になっておりまして、安いところは、2,500 円程度なんですけれども、高いところは、6,000 円とかですね、そういうそれぞれの医療機関ごとで決められるものですから、なかなかそれが一点障害になるという声が非常に強いということがございます。

保険医協会はですね、県下の 7 割近い開業医の先生方が加入しておられまして、佐々町ではその村島先生が県北の代表ということでお聞きしておりますけれども、保険医協会のほうからお話がありましたのでですね、採択をぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)

9 番。

9 番 (川副 善敬 君)

この難病については、疾病については 27 年から 306 疾患にふやされたと書いてありますけれども、これにつきましては、主な難病としてはどういうものが含まれているのか。それから、この何ですか、保険協会には 7 割のお医者さんが入っておられるといたしますけれども、これは公的に法人化された組織であるのか。例えば、どういう組織で、平素はどういう活動をしておられるか、お尋ねします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

3 番。

3 番 (永田 勝美 君)

わかる範囲で、私は病気についてはですね、全般的に存じ上げているわけではないんですが、いわゆる難病としてはですね、大腸性疾患のクローン病だとか、最近話題になりました筋萎縮症側索硬化症だとか従来からの難病に加えてですね、いわゆるこう境界領域といわれるような、要するに確定的にですね、その病気ではないんだけど、それに類する病気というようなものが広がったというふうにお聞きしております。

あと、保険医協会のことですが、保険医協会はですね、日常的には、例えば、健康相談のテレホンサービスだとかそういったものをおこなわれていたり、大きくは、いわゆる保険医の開業医の先生方ですね、何て言いますか、共済事業、そういったものをおこなわれていたり、あるいは本町にもずっとおいでになっておられる社会保障推進協議会の自治体キャラバンの事務局などをですね、やっておられるところです。社会保障の充実については、非常に積極的に活動されているというふうにお聞きしております。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)

ほかにございませんでしょうか。

8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

難病の方大変だろうと思うんですけども、その何ですかね、まあ、近隣の状況はどうなのかってわかっておられたら、ちょっとお知らせしていただきたいと思います。うちだけがこう先

走って意見書を出すともどうかなと考えるもんですから、県下の状況とか、あとは県の補助が多分 2 分の 1 あるとか何か昔聞いたことがあるんですけども、そこら辺の補助状況とか、わかれば教えていただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

県下の状況についてはですね、これは同趣旨の陳情が 12 月議会に出されておりましたので、全ての町議会、自治体に出されているのではないかというふうに思いますが、ちょっとどこの自治体はその採択をされたとかどうかということについてはよく存じ上げません。

それから、いわゆる県費補助の問題ですけれども、診断書についてはですね、それについては全額自己負担ということで、今のところは患者負担ということになっているようです。

難病疾患全体の事業については県単独の事業もあるかと思えますけれども、ちょっと中身については詳細には存じ上げません。

議 長（淡田 邦夫 君）

ちょっと休憩とします。

（13時14分 休憩）

（13時19分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番、いいですか。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これから討論を行います。

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

反対討論いたします。

この難病医療費の申請手続の診断料については、非常に難病の方については我々も深く憂慮する次第でございますが、現在の制度の中では、これは全額難病医療費制度、助成制度においては全額自己負担であります。この制度は申請主義により行われておるようでございます。

また、国も社会保障審議会なども児童部会などにより傷病等については審議を行い、難病についてもパブリックコメントを行っている状況であると思えます。

この制度は、難病医療費助成制度であり、申請に対する助成ではありません。要するに、難病と認定するまでは断定できないということで、この診断書の助成についてはないと。また、申請を行うことで難病医療費助成の対象となった場合には、制度によって医療費の助成を受ける権利が発生します。そういうところから考えると、この難病の制度から考えますと、今回の請願については、国の制度趣旨から離れた申請手続に必要な診断料についての助成の請願であります。個人の利益にかかる申請による助成の提案については、拙速な判断ではなくて私たち

も慎重に議論する必要があると考えます。追加して申しますならば、先ほども述べられましたように、対象の疾病については27年度から、27年の1月の110から、27年の7月には306、平成29年には330の対象の疾病認定が行われております。そういうことで、国もこの難病制度については、いろんな角度から助成を考えております。しかし、今回は申請、診断料ということで、その制度の趣旨には適しないかと思えます。よって、反対といたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

いいですか。どうぞ。

3 番。

3 番 (永田 勝美 君)

賛成討論をしたいと思いますが、いずれにしても、国がもともと想定をしていた予算額っていいですか、これだけ広がるというふうに厚生労働省が想定した人数がですね、全体としては、かなり下回っていると、100万人を切るように、150万人想定していたけども、94万にとどまっているということは、まさにその申請に至るですね、困難というのがやはりあるのではないかと。特にまあ、難病、いわゆるその原因不明等の難病でありますので、そういった意味では、そういった方々ですね、負担を少しでも軽減する措置というのは必要ではないかというふうに考えますので、この趣旨に賛成したいというふうに考えております。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

請願第 1 号 難病医療費助成制度の改善を求める請願を採択することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

起立少数です。したがって、本案は不採択となりました。

しばらく休憩いたします。

(13時23分 休憩)

(13時47分 再開)

— 日程第 8 閉会中の所管事務調査 —

議 長 (淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8、閉会中の所管事務調査に入ります。

閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付しております案件について調査の申し出がっております。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、別紙委員長申し出のとおり、閉会中の調査を行うことに決定されました。

以上で、平成30年3月本定例会に付された案件は、全て終了いたしました。

閉会に当たり、副町長より御挨拶をお受けいたします。

副町長。

副町長（大瀬 忠昭 君）

お礼申し上げます。今3月定例会におきましては、3月6日から本日まで17日間会議を開催していただきました。後半の本会議には町長不在の中です、皆様に御迷惑をおかけいたしましたところでございますけれども、32議案すべて承認をいただきまして本当にありがとうございました。

ただ、議案の中です、本当に訂正が多いということで、本当に反省をいたしております。今後このようなことがないように十分注意してまいりたいと思っております。

それから30年度、4月から30年度に入りますけれども、30年度の予算の執行に当たりましては、早目の執行に心がけてスムーズな行政運営ができるように取り組んでまいりたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

議長（淡田 邦夫 君）

私から一言お礼を申し上げます。

平成30年3月定例会閉会にあたって、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、30年度当初予算を審議する最も重要な会議でありました。提出された諸議案は、条例制定及び改正、全16件、それから平成29年度補正で6件、また平成30年度当初予算で8件、それから追加案件として2件をされました。その中におきまして、先ほど副町長が言われたとおり、議案の修正というところが非常に多かったということだと思っております。今後、この反省を活かして対策、そして原因、対策を十分にしていきたいということを議会として希望いたします。

また、この町民生活に重大な関連あるその内容が多種多様にわたってあったと思っております。審議の内容につきましても、極めて真剣に熱意あふれるものがあり、誠意を尽くされ説明していただき、極めて順調な議事が運営されたことと思っております。

今定例会における議員はじめ執行の御努力に対し深く感謝を申し上げます。

重要な執行の各位におかれましては、特に本予算の重要案件鑑み、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望を十分に理解していただき、今後の施策に反映されることを強く要望をしておきます。

それから、後半、先ほど副町長が言われたとおり、町長が2日間欠席でございましたけれども、町長の早い回復を望んでおるところでございます。

今後におきましては、農繁期が非常に近まっております。健康管理には十分注意され、議員の皆様方の今後の御活躍を期待して閉会の御挨拶と控えさせていただきます。どうもお疲れでございました。

以上で、平成30年3月第1回佐々町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（13時52分 閉会）